三鷹市特別養護老人ホーム優先入所指針

1　目的

この指針は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年8月7日厚生労働省令第104号）に基づき、三鷹市における指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）の優先入所に関する取扱いを明示することにより、施設の入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2　入所対象者

入所対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において要介護度1～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3　入所の申込み

(1)　申込み方法

入所の申込みは、三鷹市特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書（様式第1号）及び三鷹市特別養護老人ホーム入所申込みに伴う意見書（様式第2号）に必要書類を添付して、本人又は家族（以下「申込者」という。）が直接施設に申し込むことを原則とする。

ただし、介護保険法に規定する介護支援専門員及び居宅介護支援事業者並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく在宅介護支援センター（以下「支援事業者等」という。）は、申込者の委任を受け、申込みを代行することができる。

(2)　入所申込者名簿の管理

施設では、(1)の申込書を受理した場合は、入所申込者名簿にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(3)　状況変化の把握

施設では、申込時における申込者の状況（要介護度、他施設入所等）や介護者の状況が変化した場合は、申込者がその現状を施設に届け出る必要があることを説明するとともに、届出があった場合は、その内容を記録しなければならない。

4　入所検討委員会

(1)　施設では、入所の決定を行うために、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2)　委員会は、原則として、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員　等

及び施設職員以外の識見者等（当該法人の評議員、地域の福祉関係者）で構成する。

(3) 委員会は、合議制とする。

(4) 委員会は、施設長が招集し、原則として3月に1回開催するものとする。

(5) 委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調整する。

(6) 施設長は、委員会の審議内容の議事録及び評価に使用した資料について、2年間保存するものとする。

5 選考者名簿の調整と入所決定

(1) 調整方法

施設では、第一次評価として別表1に基づく評価を行ったうえで、上位ランクの者に対し別に当該施設が定める基準による第二次評価を行い、最終的に上位の者から選考者名簿に登載する。選考者名簿は、委員会の開催に合わせてその都度調整する。

なお、その際当面の間、待機期間についても配慮するものとする。

(2) 入所決定及び入所決定に際し施設の事情により勘案できる事項

入所決定は、選考者名簿に登載された順位に基づいて行うが、施設における適切な処遇及び運営を図るうえで、次に掲げる個別事項を勘案して、施設長が最終的な入所者の決定を行う。

ア 性別（部屋単位の男女別構成）

イ ベッドの特性（認知症専用床等）

ウ 施設の専門性（ユニットケア等）

エ その他特別に配慮しなければならない個別の事情

(3) 再評価の実施

施設長は、申込者から状況変化の届出があった場合は、選考者名簿を補正するために、直近の委員会において再評価するものとする。

6 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の承認を得たうえで、施設長の判断により、入所を決定することができる。

(1) 災害や事件、事故等により委員会を招集する余裕がない場合

(2) 三鷹市からの老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合

(3) (2)の措置委託に準ずると認められる場合

7 その他の取扱い

(1) 辞退者の取扱い

施設が入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場

合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった場合は入所申込者名簿から削除するこができる。

(2) 施設入所者の取扱い

入所者が入院治療の必要が生じて医療機関に入院し、概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、別表1の評価によらず、施設長が入所を決定することができる。

8 適正運用

(1) 施設長は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

(2) 三鷹市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うことができる。

9 情報の開示及び説明責任

(1) 施設は、申込者から求めがある場合、当該該当者の入所判定等に係る情報を開示する。

(2) 施設は、施設における入所決定に係る苦情等について、施設内における受付窓口を明確にし、適切な対応を行う。

10 運営基準

施設は、この指針を参考として施設入所に関する運営基準を作成しなければならない。

また、運営基準は、公表することを原則とする。

附 則

この指針は、平成15年10月1日から施行する。ただし、平成15年9月30日までに入所の申込みをした者で平成16年1月1日以降も入所希望される者は、この指針による入所の申込みを改めて行わなければならない。

別表１　入所希望者の評価基準

大項目	中項目	小項目	-	評点
本人の 身体状況	介護度	-	介護度 5	5
本人の 身体状況	介護度	-	介護度 4	4
本人の 身体状況	介護度	-	介護度 3	3
本人の 身体状況	介護度	-	介護度 2	2
本人の 身体状況	介護度	-	介護度 1	1
本人の 身体状況	(認知症等に伴う問題行動に、3 項目以上該当すれば 2、2 項目以下ならば 1 を加算)	-	認知症等に伴う問題行動による加算	1～2
介護者の 状況	介護者の有無 介護者の健康状態 介護を手伝う者の有無 介護者の就労の有無	介護者がいない 介護者がいる	(1)介護者がいない (2)病気や障がいがある (3)病弱 (4)就労している (5)手伝う人がいない (6)問題なし	5 4 2 2 1 1
住宅の 状況	住宅居住の継続性	-	住宅がない･立退きを求められている	3
住宅の 状況	住宅の介護適応性	-	住宅に介護上の問題がある	2
住宅の 状況	住宅の介護適応性	-	住宅に介護上の問題がない	1